

米芾『画史』考积（五）

— 唐人軟裏 —

古原宏伸

はじめに

ここに考釈を試みる『画史』一六二条は、難解といわれる『画史』の中でも、最も難しい一条である。その理由として、文中の服飾を現在見られる伝世、出土の遺品と文献との照合によって同定することが容易ではないこと、中国の服飾史の専門家の間にも名称の相違があつて一様でないこと、また米市の理解していた古代の服飾と、現代のわれわれの知識との間に落差があつて同一ではないこと、花頂頭巾、逍遙巾など、彼が命名し、後には通用していない冠巾があつて、同定に至らないこと、この条は『画史』の中で文字の異同のほとんどない、例外的な一段であつて、文字の上からの手がかりのないことなどがあげられる。

そして最も理解に苦しむのは、何のためにでたらめな冠服の沿革などを書き残したのだろうかという、執筆の動機である。後に説くように、この条の行文には市の虚構と思われる部分が少ない。彼の深層心理のようなものをのぞかせていて、『画史』が一筋縄ではいかない筆記であることを改めて認識させる。

右の疑問に対する私の解答は、「怪異」と世人に嘲笑された自らの冠服について、彼自身が釈明しているのではないかという考えである。そう見ることで、故意に省略した部分のあるこの条も、『画史』全文そのものも、よほど読みやすくなるだろう。

例によって多くの方の助力を煩わした。服飾については中国美术学院、任道斌教授に、資料の複印などについては、河野道房、林煥盛、吉田晴紀、黄貞燕のみなさんに協力をいただいた。厚く御礼を申し上げたい。

162 唐人軟裏、盖礼楽闕、則士習賤服以不違俗為美。余初惑之、当俟君子留意。

唐人の軟裏は、けだし礼楽を闕く。則ち士は賤服に習れ、俗に違わざるを以て美となす。余初めこれに惑う。当に君子の留意を俟つべしと。

△校異▽ 『宝晋山林集拾遺』（以下拾遺と略称）、初惑を竊感に作る。

唐人軟裏

軟裏（なんか）は軟裏幘頭の略。絹、紗、羅、皮革などの柔らかい材質を使って作った幘頭をいい、硬裏幘頭と相對して用いられる。また時に軟脚幘頭と混同して呼ばれることがある。

幘頭（ぼくとう）は、漢代の幅巾に始まり、後漢（二五―二二〇）末年には、王公貴族は幅巾を雅として、冠を着用する者がいなくなったと伝えられている。

『魏書武帝紀・注』漢末の王公、多く王服を委て幅巾をもって雅となす。

『晋書・輿服志』（同文）

南京西善橋南朝大墓出土の磚刻壁画中の八人のかぶりものの内訳は、四人が幅巾（図1）、三人が髻（もとどり）、一人は散髪のまま、冠をつける者はいない。

建安五年（二〇〇）、河南の豪族袁紹は、魏の曹操と官渡（河南）に戦って大敗した。この時、幅巾は黄河を渡って民俗となったといわれる。（『隋書・礼儀志』、唐劉肅『大唐新語』一〇） 図2は幅巾をつけた宋太祖半身

像、從軍中の服装と推定される。

北周武帝の宣政元年(五七八)、初めて常服の冠が制定された。

『周書・武帝紀』三月甲戌、初めて常冠を服す。阜紗を以てこれをつくり、簪を加えて纓を施さず、(ひもを使わずにこうがいを髪にさしてとめる)、その制を導くこと、今の折角巾のごとし。

この髪をつつむ(襖―幘に通ずる)ことから、これが幘頭の原始とされる。

元俞琰『席上腐談』上 周武帝の制する所(幘頭)は今の結巾に過ぎず、両角を垂れ、初め帯なし。

以後隋、唐、五代、宋以下千年にわたって、皇帝、文武官員、庶民百姓に至るまで常服としたかぶりものとなった。

これに対して後周の武帝当時から四脚を作ったとする説は、馬鑄『中華古今注』上、趙彦衛『雲麓漫鈔』三、程大昌『演繁露』十三、王得臣『塵史・礼儀』、孔平仲『珩璜新論』、郭若虚『图画見聞志・論衣冠異制』、『宋史・輿服志』など、圧倒的に多く宋代の書物にみえる。これらは皆、唐封演『封氏聞見記』五、「周武帝裁ちて脚を出だし、後ろに髪を幘(つつ)む。故に俗にこれを幘頭という」につられて誤ったものではないか。

それにしても六世紀には四脚はなかったと見るべきだろう。次の隋朝初期の幘頭は、北周の遺制と思われる、小さく平らな黒ずさんの簡単なもので、これは『新唐書・車服志』の「隋に平頭小様巾あり」とも合うからである。

『中華古今注』上、『雲麓漫鈔』三始め、現代の中国研究者も従っているのだが、隋末煬帝の大業十年(六一四)、吏部尚書牛弘が「髪を包むには内側に巾子を著けるべきである。桐の木で作り、内外両側を黒漆で塗ること」と上疏したと『隋書』は伝える。しかし、牛弘は大業八年十月、帝の行幸に扈從して江都で卒している。(『隋書・牛弘伝』) 大業十年は牛弘死後の上疏となる。有職故実に明るく、学識の高かった彼は、典籍の遺佚を憂え

て献書の道を開くよう奏請して、服飾についても献言のあった可能性は考えられる。これに近い隋大業六年（六一〇）の軟脚の資料がある。（図3）

けれども、幘頭の内側にかぶせる巾子を木で作ったというのは、幘頭の歴史上画期の出来事であり、事実ならば前後に撞着が生じる。これはもはや軟裹ではなく、硬裹である。唐王溥『唐会要』三二、「巾子は武徳初年、始めてこれを用う」といい、『旧唐書・輿服志』に「武徳以来、始めて巾子あり」という巾子の材料についてはともに明らかではないが、唐初から唐朝仲葉までに硬裹幘頭は、遺品のどの例にも認められない。

大業十年の牛弘の上疏に対応する資料に、私の知る限り次がある。

『新唐書・五行志』乾符五年（八七八）、内臣に木を刻んで頭に象り、以て幘頭の裏とするものあり、百官これに效い、工の門は市のごとし。木を度りこれを斫りていわく、これは尚書の頭を斫る、これは將軍の頭を斫る、これは軍容（宦官）の頭を斫る。…

つまり「オーダーメイドの木型を作って繁昌した」というのである。これは次の記事とも符合する。木の型は「木冑頭」と呼ばれている。

『雲麓漫鈔』三 唐末喪乱、乾符より後、宮城宦官皆木冑頭を用い、紙絹をもって襯（肌着）をつくり、銅鉄を用いて骨をつくり、その上に就いて製成して、これを戴く。

また牛弘が「仕上げに黒漆を塗れ」と上奏した一節は、

『図画見聞志・論衣冠異制』 唐末に至ってまさに漆の紗を用いて、これを裹す。すなわち今の幘頭なり。

郭思『画論』(右に同じ)

と照応するものではないか。牛弘大業十年の上疏は誤訛か、偽託ではないのか。軟裏幘頭の草創期に、木製の硬裏幘頭も現われたというのは、以後の展開からみて、どう考えてもおかしいのであって、幘頭を理解しようとする者を混乱させるのは、大業十年という数字に原因があるのである。

軟裏幘頭は羅、または絹で巾子を作って、頭髮にのせる。当然外形は一定しないから、二本の脚を頭上で結び、他の二本を後頭部で結んで、あまった分を垂らす。唐装の四脚はすべて軟らかい帛を用いた軟脚である。着用者が行動すると、両脚が飄々と翻って文雅の趣きがあると喜ばれた。図4と5は、洛陽阿史那忠(六七五)、西安蘇思昂(七四五)の各墓壁画の部分で、両者とも黒絹の下には髪を包んだ巾子が使われていると想像される。図版の形状からみても、

唐封演『封氏聞見記』五 幘頭の下に別に巾を施す。古冠下の幘に象るなり。

巾子の制、頂は皆方平、内によって頭に即し尖にして円、鋭、これを内様巾子という。

に相当しよう。幘頭内側にはめこまれる巾子は、ヘアスタイルのデザインの自由さに直結する。幘頭の形制の種類が多さは、巾子の多様さに基くものである。図6、永泰公主李仙蕙墓出土(七〇六)の胡俑頭部は、図7、新疆トルファン、アスタナの唐墓出土の巾子がなければ、決して結うことのできないヘアスタイルである。巾子のない時は、髪型に工夫の余地がないことは、図8、陝西西安羊頭鎮、李爽墓(六六八)壁画中の次蕭男侍が、巾子のないため、長尺の軟巾で頭髮をくるむだけで、彼のおしゃれは後ろに垂らした布だけである。以下、『旧唐書・輿服志』、『新唐書・車服志』、『同・五行志』、『塵史・礼儀』などから、巾子の展開の跡を整理してみよう。百五十年の

間に皇帝主導のもと、幘頭は次々と新様が発表されている。

武徳元年（六一八） 文官名士は平頭の小様（頭上の低く平らなもの）を常用する。

天授二年（六九二） 則天武后、内宴陪席の貴臣に高頭巾子（頭頂が高く、前傾するもの）を賜わる。「武家諸

王様」とよばれる。

証聖元年（六九五） 武則天、内臣に葛巾子を賜わる。「武氏内様」「武家高巾子」とよばれる。

景竜三年十一月（七〇九） 中宗、宰臣宗楚客らに親王時代着用したものと同じ巾子様を賜わる。高くして踏

（倒れる意）、「英王踏様」とよばれる。（他に魏王様、陸頌様があったと『朝野僉載』はいう）

景竜四年三月（七一〇） 中宗、宰臣に内様巾子を賜わる。（頭頂大にして円、両瓣を分かち、額の前に倒す、

また両脚を頭上に載せる。また両脚をやや広くし、短かく鋭くする）「牛耳幘頭」とよばれる。（図9）

開元十四年（七二六） 玄宗、臣下に内様巾子を賜わる。

開元十九年十月（七三二） 玄宗、供奉諸司長官に羅頭巾子と官様の円頭巾子を賜わる。開元内様とよばれ、後

世まで流行する。（頂上が突起し、前傾の度を抑えたもの）

右の記録と必ずしも一致しないのだが、年記の明らかな出土品資料を次に示す。

神竜二年（七〇六） 永泰公主墓出土胡俑（図6）

李重潤懿德太子墓壁画 男侍（図9）

景竜二年（七〇八） 陝西長安県南里王村 韋洵墓壁画 楽人（図10）

（軟褻と容易に知られる幘頭で、牛耳と呼んでよいと思うが、中国では『夢溪筆談』にいう順風幘頭とする）¹

開元七年(七一九) 山西太原「天尊造像座」供養人石刻画像(図11)

開元十一年(七二三) 西安南何村 鮮于庭誨墓出土 男侍緑袖俑(図12)

(円く大きなもの、高く前倒しになったものの二つが、見事な写実性で示されている。一に俳優という。)

開元二八年(七四〇) 西安駕坡村 楊思勗墓出土 侍従白大理石立像(図13)

軟褻幘頭は応急の着脱には不便である。そこで木で山を作って外形を固定し、紗、羅、絹などで包んで黒漆で仕上げる硬褻(こうか)幘頭が作り出された。これが木罽裹頭である。その便利さについては、事において最も便、何ぞ油もて拭い、火熨(火のしをかける)して、日日勞煩に心せんや。

(宋孫光憲『北夢瑣言』十二)

といわれている。頭部は分瓣せず、また前傾せず直立するか、少し反るかになった。厚く漆を塗って固めた軟脚に代わって、竹か金属の芯を入れて硬脚を作り、平直のまま左右に張り出し、(図14)、または束ねて上に上げる。(図15) 内型の材料は木から藤草、銅鉄に変わったが、硬褻、硬脚は宋代主要の官帽である。(図16) その形制について政府は次のように規定している。

『宋史・輿服志』 幘頭。一に折上巾と名づく。後周より起こる。然れどもただ軟帛垂脚をもってす、隋に始めて桐木をもってこれをつくり、唐に始めて羅をもって縉(絹)に代う。ただ帝服は脚は上曲、人臣は下垂す、五代漸く平直に變ず。国朝の制、君臣を通じて平脚、乘輿には或いは(脚の)上曲するものを服す。その初めは藤

織草の巾子をもって裏となし、紗を表とし、塗るに漆をもってす。後にはただ漆をもって堅くし、その藤裏を去り、前に一折をつくり、平施の両脚は鉄をもってこれをつくる。

また幘頭の高さにも国初から制限が設けられた。唐朝の多様なモードに比べて、個性のない画一的なかぶりものに規制されている。

『宋史・輿服志』 士庶人車服の制。：端拱二年（九八九）詔して、：幘頭巾子は自今高さ二寸五分を過ぎず。

また左右各一尺二寸の長さで、二脚が水平に伸びるものもある。（図17・18）
ただこの硬裏硬脚の始まった時期は明らかでない。

唐装は悉く垂脚、その改めて硬脚をつくるは史に始まる所を載せず、故にあきらかに何れの時よりかを知るなし。

（宋程大昌『演繁露』十二）

とすると、なおのこと話がややこしくなるのは、米芾の語っている冠帽は、どこの誰のためのものだろうという疑問である。「士子」、または官僚の幘頭なら、こういう記述を設ける必要は少しもない。万人周知の冠りものであり、作法だからである。この疑問を解くべく、以下もう少し続けよう。

士習賤服、以不違俗為美。

「士は賤しい服になれ、俗に違わざるを以て美となす」、これがこの章全体を総括する命題であり、基本思想である。そして米芾の生涯を買いた衣裳哲学であり、ひいては人生観の要約でもある。「世間の奴らは時勢に順応するだけや美徳と考えている。その間違いを知らせる見せしめに、おれは古代の冠服を着て歩く」、不遇な人生が鬱積させた不満は、激しい抗議と一体となって、誰の目にもわかりやすい奇矯な行動に彼を駆りたてた。その具体的な積

明がこの一六二条である。

この提言のきつかけとなった「唐人の軟裏」が、どの形式の幞頭をさしているのかはわからない。だが、ここに有力なヒントがある。

河南省登封原白沙鎮の三つの宋墓のうち第一号墓東壁の下方に、「元符二年九月□日」の年記があり、第二号墓からは「天禧通宝」「熙寧元宝」の銅錢各一枚が出土している。² 白沙は首都汴京の東北百余里に位置し、洛陽にも近い。元符二年（一〇九九）は米芾四十九歳、江蘇漣水軍の知から、潤州甘露寺の自宅に帰ってきた年である。地理的にも時間的にも、『画史』にみえる彼の主張は、白沙宋墓の墓壁画に符合する資料に基いている可能性が高い。残念なことに墓室の主人は、士人ではなく金融業者である。錢縉を運んだり、馬丁門衛として働く使用者たちのかぶるものは、どれも軟裏の幞頭であり、白い折上巾もみえる。（図19） 約二十人の夫役の男たち、衆人や伶人の服飾は当時の平均的な光景に相違ない。これを「礼楽闕く」とするのは、米芾の美学である。白沙宋墓は、『画史』の服飾をめぐる記述にとって有効な資料であろう。

耆旧言、君子国初皆頂鹿皮冠、并遺制也。更無頭巾、掠子必帶篋、所以裹帽、則必用篋子約髮。

耆旧いう、「君子は国初皆鹿皮冠を頂く」と。

弁の遺制なり、更に頭巾なし。必ず篋を帶す、帽を裹む所以は則ち必ず篋子を用って髮を約す。

△校異▽ 君子、『王氏書畫苑』史子に、『美術叢書』士子に作る。掠子二字、後に「其後方有糸絹作掠子」とあり、文意からみて衍であり、除くべしと考える。

君子国初皆頂鹿皮冠、弁遺制也。

鹿皮冠と皮弁とは同じ形制という。米芾の遺制とはその意味であろう。

『後漢書・輿服志』 委貌冠、皮弁冠は同制。長さ七寸、高さ四寸、制は覆のごとく、前は高広、後ろは卑く鋭る。所謂夏の母追、殷の章甫なり。委貌は^巾絹を以てつくり、皮弁は鹿皮を以てつくる。

『三礼図』は『後漢書』の皮弁冠と同じというもの、旧図の進賢冠はその遺象というもの、蓮花の花弁のある張諡の図、上の三図とは異なる梁正の図の四種を掲げている。(図20) また別の皮弁の項では、

皮弁は白鹿の皮をもってこれをつくる。

また旧図にいう、鹿皮の浅毛黄白の者をもってつくる。高さは尺二寸。

という。この皮弁の図は、前引の委貌、母追、章甫などの冠にも似ていない。わかりにくい所である。(図21)

弁の形制についての基本資料は、『三礼図』も引いている次の一条である。

『釈名・積首飾』 弁とは両手を合して拊つ(拍手する)時のごとし。

林巳奈夫氏は、委貌冠と皮弁の画像石などの実例を比較して、「後漢時代には固い芯の類は入れなかったとみえて、いずれもくんだり曲がっている」と皮弁を解説されている。これは実にわかりやすい。(図22) しかし『三礼図』の着用図とは違っているという難点がある。(図23)

米芾は「宋の初めには士人は皆鹿皮冠を着けていた」というけれども、伝世品や出土の遺物からは、米芾の主張を裏づけるものは見出されない。宋初に皮冠が流行したというのなら、唐末や五代には画でも俑でも大量に実例があるはずである。この条の末尾に、初唐の举人、蕭翼、李白の唐の三例しかあげていないのは、かえって他に例のないことを示すものではないか。「国初に皆」という芾の語は、虚構でなければ誇張であろう。皮弁については、もう一例が『三才図会』にある。（図24）これは朝廷出仕の正服で、『画史』にいう庶民の冠巾とは遠い。

宋王闢之『瀟水燕談録・談隲』 国初、聶崇義は礼学に精しく、三礼図を著わして、これを上る。世に盛行す。米芾の知識も宋初に盛行した『三礼図』（九六二）に基いているに相違ない。「図24」の方は無視してよいと考え。そしてこれは明代の皮弁に基く作図と考えてよいだろう。実例出土の遺物として山東省鄒県の皮弁冠がある。（図25）また明諸王墓出土品数点がある。

この一条は後述するように、元符二年まで着任していた江蘇の漣水軍当時の回想を含んでいる。五十七才で死去した彼にとって、四十九歳時の思い出は晩年に属しよう。その時期にかぶりものについての執筆には、一体何の目があつたのだろうか。

思いあたるのは、彼は異様な出立ちの服装で、人々の話柄を賑わしたことである。

天平時代の冠服を着て、馬にまたがった東京美術学校長当時の岡倉天心を想見させる米芾の服飾について、正確な記録はない。

蔡天啓「米海岳墓志銘」 冠服には唐の規制を用い、至る所に人聚りてこれを観る。

元二元懐『拊掌録』 米芾怪を好む。常に俗帽を戴き、深衣を衣る。

明 何良俊『何氏語林』 元祐の間米元章京師に居り、被服怪異。高簷帽を戴き、従者の手を置くを欲せず、腕されんことを恐るればなり。すでにして轎(かご)に坐するに、頂戴の礙げる所となる。遂に(屋根を)撤去し、帽を露わにして坐す。

右の高簷帽は正式の称呼ではない。シルクハットをさらに引伸した円筒状の高帽を着けるものに、西晋(三〇二)の騎吏備(湖南省博物院)がある。珍しいものだが、米芾のは奇抜な冠ではなかったことが文献の伝え方で知らされる。ともかく話を面白くするために、冠が誇張されてゆくと見てよいだろう。

一六二条は、あちこち脇道に入るかに見えて、結局は鹿皮冠の話に終始している。彼は意識して、鹿皮冠の名を伏せているが、そうとしか読めない。

「余初めはこれに惑う」は、「軟裏をかぶるのは嫌だ」と読める。後は鹿皮冠着脱の礼法、かぶりものの沿革、鹿皮冠着用の数例をあげて終っている。かぶりものの歴史には真実味が乏しく、識者には軽蔑されてもしかたのないような内容である。この部分を除いて読み直すと、この条は鹿皮冠の紹介弁護のために提言されている。つまり、彼がかぶっていた「怪異」の冠は、実は鹿皮冠ではなかったろうか。一六二条は抽象的な服飾の論議にしては、どこかおかしいのであって、ストレートに記述するのではなくて、自己の体験を混え、学識もひけらかす米芾独得のポーズが見えかくれている。その昔、京師にいた頃に話題となった皮冠、黄衣を問われて、着用の思い出と、史的意義を説明したというのが、成立の実情ではあるまいか。ストレートに書かないのは、米芾の性癖と云ってよい。林巳奈夫氏の集めた遺品を見ても、(鹿)皮冠は後漢には氾濫していた。芾のいう「国初は皆」は、後漢を故意

にずらして言ったものではないか。本当に国初に流行していたものなら、もっと皮冠の別を知っている人、皮冠の事を記憶している人、それこそ「耆旧」がいてもよさそうなものである。芾と同時の人には、皮冠の実体はわからなくなっていた。だから俗帽とか、高簷帽とか、唐冠とかいって正確に後の人には伝わっていない。それが国初の流行ではないことを有力に証明していると思われる。車蓋を撤去して冠帽をのぞかせて乗っていた話も、鹿皮冠の高さ、尺二寸、約二十八センチを考えると十分に成立する話である。芾自身、自分のかぶりものについて説明する必要は感じていたに相違いない。それが後年になって、一六二条の形で執筆されたのではなからうか。当時「六芸の学、次を以て開設され」（墓志銘）、彼は書画学への任用を熱望していた。そのために往時の悪評について釈明する必要があるためである。

後段の「古の徐州の国境の民が巾の下に鹿皮か、紙製の冠を常に着けていた」という話にあたる江蘇徐州後漢墓（紀元八六）出土の画像石には、冠の上に蝶結びの巾を着ける例がある。³ また唐章懷太子の墓壁画中の兵士の集団が一樣に着けている裹抹額とよばれるものがある。黒い幘頭の上には目にも鮮やかな赤い帛巾を巻いている。これなら労働にも適していよう。帛巾と幘頭が本来一具であったという米芾の主張も、これならうなげよう。

(図26)

梳 篦・掠子

髪を整えるための道具。梳(そ)と篦(へい)は、櫛と総称される。目の荒いのが梳、こまかいのが篦である。

(図27、右端のもの)

『釈名・釈首飾』 梳はその齒の疎(そ)なるをいう。数(さく、密の意)なるを比(へい・篦に通じる)とい

う。梳に比してその齒數、すこしく數なり。また細かく相比（へい）するをいう。

掠子はおくれ毛を巾や幘（さく）の中に導き入れるためのもの、導、刷といわれるものが該当すると思われる。

『釈名・釈首飾』 導とは鬢髪を導櫛（櫛はこすりつける意）し、巾幘のうちに入れしめるなり。

また刷は、上方の髻に髪を長短あるものを向わしめるものをいう。ヘアブラシである。

『同』 刷は帥（そつ、ひきいる意）なり。髪を長短を帥いて、皆上に従わしむなり。

長沙馬王堆一号墓出土の堅い毛のブラシが、掠子に当たると考えられる。（図28、中央のもの）

客至即言容梳裏、乃去皮冠、梳髮角加後、以入幘頭巾子中、篋約髮、乃出、客去復如是。

客至れば即ち「梳裏を容（ゆる）せ」と言い、乃ち皮冠を去り、髮角を梳（くしけず）って後ろに加え、以て幘頭巾子中に入れ、篋（へい）もて髪を約して、乃ち出ず。客去ればまたかくのごとくす。

△校異▽ 如是『拾遺』是字を欠く。誤まり。

言容梳裏

「髪を整えるのをお許し下さいとあいさつして」の意か。「言容——」には典故がある。

『礼記・玉藻』 およそ祭には、容貌顔色は祭る所の者にあうごとくす。…言の容は藹藹（声のかすかなさ

ま）、…言の容は詒詒（語気のきびしいさま）。

『画史』の使い方は不適切である。米芾の意図は、古典に通ずるもったいぶった雰囲気を出したいペダンチズムではないか。

この条、接客時の皮冠、巾帽の着脱に伴う整髪の工具、作法、心得についていう。だが、考えてみればおかしな記事である。作法も態度もごく当たり前の日常生活の行動であって、一体何のためにこの文章を書かねばならなかったのか、理解に苦しむ所である。

思うに、「客至レバ……シ、客去レバ……シ、……ハ大不謹ナリ」という文体は『礼記』や『儀礼』に似ている。「言容梳裏」といい、この条は『礼記』や『儀礼』の文体を真似ているのではあるまいか。内容は二の次で、文体をまねていけば事は足りたと考えられる。任意に選んだ『礼記』の一節を掲げる。

『礼記・曲礼上』 およそ君のために使用する者は、すでに命を受ければ君言を家に宿めず、……使者帰れば必ず門外に拝送す。もし人を君の所に使せしむれば、則ち必ず朝服してこれに命ず、使者反れば則ち必ず堂を下りて命を受く。

冠巾や首飾りについて語るには、動作の反覆を表わした無駄のない簡潔な文体でなければならぬと思っただろう。それは米芾にとってあまり自慢にならない権威主義、また挙試のための正規の学業を受けなかった素養の弱点に対する自意識までも垣間見させるものである。

冠帽の着脱の作法など、改めて記述しなければならぬ事柄ではないはずである。次の文節も含めて、彼が言及している冠帽が通常人の目にふれぬ、また扱うことのない特殊なものであることを示しているではなからうか。

それにここに述べられている作法は、宋代官僚の主要な冠りものである、木罍の幘頭では起こりえない手続きで

ある。ここにいう冠巾が米市個人の冠りものであった可能性は、ますます大きいと考える。

其後方有糸絹作掠子、掠起髮、頂帽出入、不敢使尊者見、既歸于門背取下掠子篋、約髮訖、乃敢入、恐尊者令免帽見之、為大不謹也。

その後はじめて糸絹もて掠子を作るあり、髮を掠起し帽を頂いて出入し、敢えて尊者をして見せしめず。既に帰れば門背において掠子と篋とを取下し、髮を約しおわって、乃ち敢えて入る。尊者をして帽をぬぎ、これを見んことを恐る。大不謹となせばなり。

△校異▽ 諸本の間には異同はない。

恐尊者令免帽見之、為大不謹也。

難解な箇所であるが、冠帽を着けず、髮を整えぬまま長上に逢うことの不敬をいうものである。

髪についての敬不敬は資料を見出せなかったが、幘頭の両脚は、必ず垂れて入らなければ大不敬とされた故事が、宋孫角『談苑』、宋孫光憲『北夢瑣言』十一、宋程大昌『演繁露』に見える。

又其後方見用紫羅、爲無頂頭巾、謂之額子。

猶不敢習庶人頭巾、其後舉人始以紫紗羅爲長頂頭巾、垂至背、以別庶人黔首。

またその後、方に紫羅を用いて無頂の頭巾をつくるを見る。これを額子という。なお敢えて庶人の頭巾に習わず。その後、舉人は始めて紫紗羅を以て長頂頭巾をつくり、垂れて背に至り、以て庶人黔首と別かつ。

△校異▽ 諸本の中に異同はない。

額子

はちまき(図29)、婦人用を勒子という。(図30) 『画史』にいう紫色の額子は、所見の限り存在しない。

それにしても「紫の羅で鉢巻きを作つて、庶人の頭巾とは區別する、…鉢巻きは不敬とする」という彼の論理はよくわからない。一体どこまで真剣に話をしているのだろうか。この前後のかぶりものの歴史は、人を茶化したような口ぶりを感ずるのだが。

舉人始以紫紗羅、爲長頂頭巾、垂至背。

長頂の形制を考えさせる例に、伝張萱「虢国夫人遊春図」中の人物の幘頭がある。(図31) 「垂れて背に至る」ものが何かかわからないが、「長頂」の形も合わせて、白沙宋墓第二号墓壁画中の墓主夫婦の中間に立つハンサムな若者の着けるものが、該当すると考える。(図32) 米芾四十九歳時、元符二年の資料である。報告書は「童髻の端に青帯を系ける」というが⁽⁴⁾、長頂頭巾とはこれでよいのではないか。ただし、「舉人が始めて作った」

という根拠は、発見に至らない。このほか、この前後のかぶりものの沿革、史的展開は恣意的な思いつき、悪くいえばでたためにすぎない。

用紫羅為無頂頭巾、…以紫紗為頂頭巾。

冠服の色彩については、きびしい規制がある。隋大業六年の詔に、「五品以上は通じて紫袍を著る」といい、唐貞觀四年の詔に「三品以上は紫を服す」（『旧唐書・輿服志』）とあるように、好き勝手に紫を使うことはできなかったはずである。『宋史・輿服志』には紫の使用の禁令が再三見える。

太宗端拱二年、詔して梟鎮の場務、諸色の公人並びに庶人、商賈、伎術、不係の官の伶人は、ただ阜（くろ）、白衣、鉄、角帯のみを許し、紫を服するを得ざらしむ。

神宗熙寧九年、朝服の紫色黒に近き者を禁ず。…紫衫、本軍校（將校）の服。中興（宋の南渡後）、士大夫これを服す。…紹興二十六年、戎服（軍服）を以て民に臨むを得るなからしむ。これより紫衫は遂に廃せらる。

帽衫、帽は烏紗を以てし、衫は早羅を以てこれをつくる。…南渡後一変して紫衫となり、再び変じて涼衫となる。従って『画史』にいう「はじめて」「はじめてつくる」というのは、いつの話かわからない。少くも「国初」以降というのはおかしいのであって、米芾ひとり知っていたというのは危っかしい話なのである。

今則士人皆戴庶人花頂頭巾、稍作幅巾、遺遂巾、額子則為不敬。衣用裹肚勒帛則為是。近又以半臂軍服被甲上、不帶者謂之背子、以為重礼。無則為無礼、不知今之士服大帶掩紳、乃為礼、不帶左衽皆夷服。此必有君子制之矣。

今は則ち士人は皆庶人の花頂頭巾を戴き、すこしく幅巾を逍遙巾に作る。額子は則ち不敬となす。衣は裹肚勒帛を用うれば、則ち是となす。近ごろ又半臂の軍服を以て甲上に被、帯せざる者、これを背子といい、以て重礼となす。無ければ則ち無礼となす。知らず、今の士の服は、太帯掩紳を乃ち礼となし、帯せず、左衽な皆夷服なるを。これ必ず君子これを制するあり。

△校異▽ 不知今、『拾遺』不知古に作る。

今則士人皆戴花頂頭巾

花頂頭巾の名称は、他に見られない。おそらく米市個人の命名と思われる。そのため形状を同定できない。任道斌教授の指教によると、図5のような二脚を前額部で結ぶ幘頭を、花頂頭巾とされているが、それでよいのか疑わしい。

白沙宋墓壁画中の高頭巾の額に六瓣の花飾一つを着けているものがある。(図33) 若者は右手の銭の束を両肩から首に巻いて西向きに立つ。宿白は上述した則天武后天授二年、群臣に賜った高頭巾子ではないかという。⁽⁵⁾ 宿白の報告によると、咸陽底張灣第十九号墓(天宝三載、七四四、豆盧建墓)出土の男俑の巾子、河南鄭州近辺出土の宋陶俑の幘頭の額には、この花飾が多く捺されているという。小さな図版で見ると、豆盧建墓は中央に高く分かれた両瓣の軟裏幘頭、鄭州俑は木圜頭の幘頭である。これらを花頂頭巾と容易にみなせぬ難点は、白沙の人

物は「今の士人」ではなく、庶民であり、「皆戴く」という帝の強調とは裏腹に他に実例のないことによる。ともかく花頂と解釈できる頭巾の例はほとんど見出されない。

逍遙巾

気軽な外出用の巾か。形制は不明で称呼の用例を見ない。次は近似する一例。

宋陶穀『清異録』 同光（後唐莊宗）即位し、…尚衣の進御の巾裏、名品日に新なり。今伶人の預かる所、なおその遺製に合するあり、曰く、聖逍遙、安楽巾、…

半臂・背子

ひとえもの、または肌着の一。袖のない、または袖の短い衣服。（図34・35） 一に背子、背心ともいう。

『事物紀原・衣裳帶服部・背子』 衫子の上朝の服に、背子を加う。その制、衫より短かく、身衫と齊しく大袖。

今また長さは裙と齊しく、袖わずかに衫より寛し。けだし秦より始まりなり。

『演繁露』 今人公裳を服するに必らずうち背子を以てす。背子は状単襦袢のごとく、特にその裾に長さを加え、直ちに垂れて足に至るのみ。

裹肚勒帛

裹肚（かと）は腹がけ、胴巻き。図36は守護神、武人像で、『画史』にいう士人とはそぐわぬが掲げる。銅像は一〇六四年の鑄造である。元祐九年（一〇九四）、四十四歳の米芾は河南嵩山中岳廟の監祠廟の任にあった。この文章は、この銅像の観察によって書かれている。

勒帛（ろくはく）は、腰を束ねる帯。（図36） または背子の両わき下についた垂れひも。

背子を着た時にしめるもの、『三才図会』などには描かれていないが、江蘇金壇、南宋周瑀墓出土の右衽单衫にはある。

『宋史・儀衛志』 銅革帯を用うる者は、勒帛を以て代えしむ。

今士服大帯拖紳

紳は礼服に用いるおおおび。結んで前に垂らす。(図37・38)

『説文』「段注」 古に革帯あり、…後にこれに大帯を加う。紳は則ち大帯の垂るる者なり。

『礼記・玉藻』 紳の長さの制は、士は三尺。(注) 紳は帯の垂るる者なり。その屈して重きをいう。

拖(た) はひっぱる、加える意。

『論語・郷党』 加朝服拖紳。(疏) 拖は加えるなり、紳は大帯なり。

左衽

襟を左前にする。野蛮人の衣服の着かた(図39)。ひいて野蛮国の意。

『尚書・畢命』 四夷左衽 (伝) 東夷西戎、南蛮北狄、被髮(冠をつけず、髪をふり乱す) 左衽の人。

『論語・憲問』 管仲なかりせば、吾それ被髮左衽せん。(疏) 衽とは衣の衿をいう、衣の衿左に向かう、これを左衽という。(集注) 被髮左衽は夷狄の俗なり。

漢刻従者中、与殷母追同。今頭巾若不作花頂、而四帶兩小者在髮、兩差大者垂、則此制也。

礼豈有他、君子制之耳。

漢刻の従者の巾は、殷の母追（ぼうたい）と同じ。今の頭巾、花頂を作らずして四帯あり、両の小さきものは髪にあり、両のやや大なるものの垂るるごときは、則ちこの制なり。礼あに他あらんや、君子これを制するのみ。

△校異▽ 諸本の上に異同はない。

殷母追

母追（ぼうたい） 殷の夏后氏の緇布冠。緇布冠は『儀礼・士冠礼』の鄭玄注に

緇布冠は今の小吏冠。その遺象なり。

その形制は多様であるが⁶、『三礼図』（図40）『三才図会』（図41）ともに最もシンプルな形制を示す。堆（たい、もり上った丘）の形から命名されたという。

『礼記・郊特牲』 母追は夏后氏の道なり。（注）母追、読んで牟堆となす。（疏）夏后氏は質、その形を以てこれに名づく。

二千年以前の冠が、米芾時まで正しく伝えられていたとは信じられないが、ほとんど幘頭と見まがう唐巾が、『三才図会』の本文には母追に似るといわれているので、米芾のイメージは唐巾によって作られたのかもしれない。（図42） 『三礼図』には収められていない。

『三才図会・衣服』 唐巾、その制、古の母堆に類る。かつて唐人の画像を見るに、帝王多くこれを冠す。則ち

もとより士大夫の服にあらず。今はおおむね士人の服なり。

余為漣水、古徐州境、每民去巾、下必有鹿楮皮冠、此古俗所著、良足美也。

△校異▽ 諸本の間には異なる。

余漣水となる。古の徐州の境、つねに民巾を去れば、下に必ず鹿楮皮冠あり、これ古俗の著くる所、まことに美とするに足る。

每民去巾、下必有鹿楮皮冠、此古俗所著。

冠をつけるだけで、その上を巾でつままないことの非難は、米芾以外にもある。

宋史繩祖『学齋佔畢』 古は冠あって巾なし、巾なきにあらざるなり。けだし巾はただ尊饗瓜果を幕む用にとどまり、首に加えず。…しかれども後漢郭林宗の折角巾に起こる。近代に至っては、反って巾を以て礼となし、冠を戴いて巾をせざる者を非礼となす。

又唐初画举人、必鹿皮冠、縫掖大袖黄衣、短至膝長白裳也。蕭翼御史至越、見弁才云、著黄衣大袖、如山東举人、用証未軟裹、曰欄也、李白像、鹿皮冠、大袖黄袍服、亦其制也。

△校異▽ 山東挙人 『拾遺』『美術叢書』、山東挙子に作る。また黄袍服、『拾遺』黄袍杖に作る。如山東より皮冠大袖までの二十一字、『拾遺』なし。

また唐初の挙人を画けるものは、必ず鹿皮冠、縫掖、大袖の黄衣。短かきは膝の長さに至る、白裳なり。蕭翼御史越に至り、弁才を見るにいう、「黄衣の大袖を著、山東の挙人のごとし」と。用っていまだ軟褰せざるを欄といふを証す。李白の像も鹿皮冠、大袖の黄袍服、亦その制なり。

縫掖

縫掖（ほうえき）に同じ。袖の下から両腋をぬい合わせた服。

『後漢書・輿服志』 礼記に孔子、縫掖の衣を衣ると。縫掖、その袖を合して縫い、これを大にす。今の袍に近し。

蕭翼御史至越見弁才云、著黄衣大袖。

蕭翼は、唐太宗時の監察御史。王羲之「蘭亭序」の真蹟を、越僧弁才からだましてって員外郎を授けられた故事で名高い。（『唐詩紀事』五） 図は伝聞立本筆「蕭翼賺蘭亭図」部分。原絹は断爛著るしく、膝から下や背中の後半部が失われているが、『画史』にいう黄衣大袖である。また五代、宋初の軟褰幘頭を着けている。（図43）

『宣和画譜』六には、別の唐人の作が記録されている。

吳佉、いずこの人なるかを知らざるなり。…その「蕭翼蘭亭図」を伝うるものは、人品輩流、各々風儀あり、図を

披けばすなわちよく想見す、一時の行記、歴歴として目にあり、信なるかな、書画の並びに伝わるは、自来する所あること。

未軟裏、曰襦也。

襦は、裳（もすそ）の横幅ぎれ。ここでは襦衫、すそべりのある衣。

『旧唐書・輿服志』 開元来、臧獲（奴婢）賤伍の者、皆襦衫を服す。

右の身分の低い者から、宋代では進士や学生の常服に変わっている。

『宋史・輿服志』 襦衫は白細布を以てこれをつくる。円領（丸首）大袖、下に横襦を施して裳となす。腰間に襷積（ひだ）あり。進士及び国子生、州県生これを服す。（図44）

また宋高承『事物紀原・衣裳帶服部・襦衫』には、挙子の服という。高承は元豊年間の人、同時の米苜の引く「山東の挙子」とは一致するわけである。

『事物紀原』三 唐志に曰く、…襦衫、以て上士の服となす。今の挙子の衣る所の者、襦衫の始なり。

浙江杭州、中国美术学院任道斌教授の指教によると、軟裏の広義の意味は幘頭と襦衫とを加えた總称であって、

「未軟裏」は鹿皮冠と黄衣大袖の襦衫とを合わせた總称であるという。錯脱の文字があるのではないかというのが、私の意見だが解答はない。

襦衫

襦袍、襦衫ともその形は胡服の影響を受けているという。ともに右衽、丸首、袖はせまく、袖襟ともに縁はない。

士人の上服、または宦官の常服とされる。裾に襦（ふちかざり）をつけたのは、『旧唐書・輿服志』によれば、

北周に始まるという。

李白像鹿皮冠大袖黄袍服

宋代筆記の記録及び現存伝世の李白像に、鹿皮冠と黄袍の姿を描くものは見出されない。すべて幘頭である。

宋袁文『瓊牖閑評』五 建中靖国間、饒德操の周昉の画李白に題する詩にいう、「烏紗の巾、白苧の袍、岸巾臂を攘つて方に出遊」と。この本最も佳なり。今の李白を画く者、緋袍に作る、その服色いまだ深害となさず、但裏に白夾を用う、：

宋程大昌『演繁露』六 「李白墓」 ……前に小祠堂あり、甚だ草草中に白の像を絵く。布袍、裏軟脚幘頭、その伝の真否を知らず。白かつて翰林に供奉して終る、かつて官を得ず、則ち衣る所の白袍は是なり。

おわりに

米芾が冠帽について語っている条文は、『画史』ではほかに八か所ある。その一つで彼はいう、

60 今の人は絶えて故事を画かず、則ちこれをつくる人もまた古の衣冠を考えず、皆人をして笑いを発せしむ。しかし、権威ぶつて人を見下したこの言い方は、一六二条の頭巾の例一つ取ってみても、私たちが納得させない。「笑われる」のはどちらの側だろうか。

重要なのは、こうした事例は彼の性癖であって、中途半端な、または一知半解の知識をひけらかし、さらには白を黒と断定するような虚構にまで拡大させる。手短かにいえば、彼は嘘つきなのである。礼部侍郎に着任する寸前、非

難をはねのけようと、「弁顛帖」に代表される異様なスタンドプレーを彼は示した。（8）李公麟の画に自分も題跋を加えていながら、『画史』には自作と主張している（9）、不思議な態度がある。

嘘つき、グッドプレイヤーであろうと、書道史、絵画史に彼の果たした偉大さには、少しも変わりはない。しかし、『書史』にはなくて、『画史』には一度ならずこうした不謹慎さが認められるということは、『画史』そのものの本質すら再考しなければならないことを示唆していよう。まことに「まさに君子の留意を待つべきもの」と思われる。

（了）

（文化財史科学専攻 教授）

図版一覧

- 1 南京西善橋六朝大墓出土 磚刻壁画 山濤像 南京博物院
- 2 宋太祖半身像 台北故宫博物院
- 3 甘肅 固原南郊郷（隋大業6、六一〇） 史射勿墓壁画 寧夏文物考古研究所
- 4 河南 洛陽 唐阿史那忠墓壁画（模）（上元2、六七五）
- 5 陝西 西安 唐蘇思勗墓壁画（模）（天宝4、七四五）
- 6 西安 唐永泰公主李仙蕙墓出土 胡俑頭像（神龜2、七〇六）
- 7 新疆トルファン アスタナ唐墓出土 巾子

- 8 西安 唐李爽墓壁画（唐総章1、六六八）
- 9 西安 唐懿德太子李重潤墓壁画（唐神竜2、七〇六）（模）
- 10 西安 唐韋河墓壁画 楽人（唐景竜2、七〇八）
- 11 山西太原 唐天尊造像座供養人石刻画像（唐開元7、七一九）
- 12 西安 唐鮮于庭誨墓出土 男侍緑袖俑（唐開元11、七二三）
- 13 西安 唐 楊思勗墓出土 侍従白大理石立像（唐開元28、七四〇）
- 14 敦煌莫高窟 五代 二二〇窟 翟奉達等供養像（後唐同光3、九二五）
- 15 南京 南唐 李昇陵出土 男舞俑（昇元7、九四三）
- 16 山西太原 晋祠聖母殿 宦官像（宋元祐2、一〇八七）
- 17 伝蕭照「中興禎応図卷」部分、所在不明
- 18 宋神宗（在位一〇六八―八五）坐像 台北故宮博物院
- 19 河南 宋 白沙宋墓 第一号墓甬道 東壁壁画（元符2、一〇九九）
- 20 宋 聶崇義『三礼図』委貌冠
- 21 同右 皮弁
- 22 林巳奈夫編『漢代の文物』皮弁（後漢画像石）
- 23 明 『三才図会』皮弁
- 24 同 皮弁

- 25 明 皮弁 山東鄒県出土
- 26 唐 章懷太子李重潤墓壁画 儀杖兵（唐神竜2、七〇六）
- 27 漢 篋 ニヤ出土 スタインコレクション 大英博物館
- 28 漢 湖南 長沙馬王堆一号墓出土 掠子
- 29 敦煌莫高窟 三四六窟 五代 射手（模）
- 30 山西芮城 元 永樂宮 純陽殿 北壁壁画
- 31 唐 張萱「虢国夫人遊春図」部分 遼寧省博物館
- 32 宋 白沙宋墓 第二号墓甬道西壁壁画（模）
- 33 同 第二号墓墓室西南壁壁画
- 34 宋 福建福州市 南宋黄昇墓出土 紫灰縐紗鑲辺背子
- 35 明 『三才図会』 棊子・半臂
- 36 河南高山中岳廟 守護神銅像（宋治平1、一〇六四）
- 37 神 春秋後期 陶範 侯馬 東周遺址出土
- 38 宋 伝銭選「鑑古図」部分 台北故宫博物院
- 39 前漢 陝西臨潼近郊出土 陶俑
- 40 母追・章甫冠 『三礼図』
- 41 同右 『三才図会』

- 42 唐巾 『三才図会』
- 43 唐 伝聞立本「蕭翼賺蘭亭図」部分 台北故宮博物院
- 44 欄 『三才図会』

附記 この論文の一部は、一九九七年三月二十四日、国立台湾大学芸術史研究所主催の国際シンポジウム、「中国美術史研究之省思」における特別講演（專題演講、「米芾所認識唐代冠巾」として発表された。

註

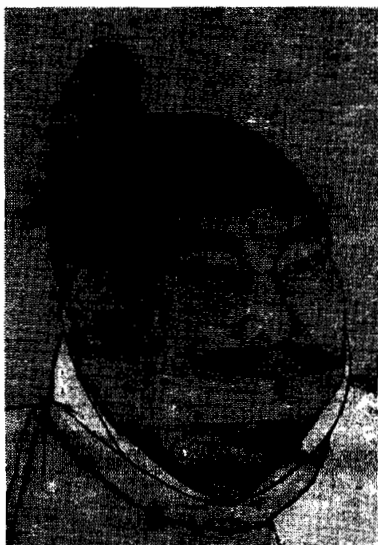
- (1) 黄能馥・陳娟娟『中国服装史』一九七頁、中国旅游出版社、一九九五
- (2) 宿白『白沙宋墓』七九頁、文物出版社、一九五七
- (3) 「徐州發現東漢元和三年画像石」図八、下段 『文物』一九九〇年九期
- (4) (2) 五八頁
- (5) 『同』五八頁
- (6) 林巳奈夫「漢代男子のかぶりもの」『史林』四六一五、一九六三
- 林巳奈夫編『漢代の文物』六四―六五頁、京都大学人文科学研究所、一九七六
- (7) 周峰『中国古代服装参考資料』（隋唐五代部分）十四頁 北京燕山出版社 一九八八
- (8) 古原「画史における二三の問題」十四頁 『国華』一一七九号 一九九四
- (9) 古原「支許王謝於山水間行図」「米芾画史考釈」(二) 七七頁―八十頁 『奈良大学総合研究所所報』第四号 一九九六

NOTES for Hua - shi by Mi FU (Kohara)

The passage of no. 162 in Hua - shi is the most difficult content to be read.

He mentioned on the styles of the hats in Tang Dynasty and its history in later periods. However, he did not have sure knowledges on that problems and wrote many wrong or foolish topics.

He told by himself about his own hat which at that time many people made a great fuss. He showed his personal details in such styles indirectly.



2 宋太祖半身像



1 南京西善桥六朝墓出土
砖刻壁画



4 阿史那忠墓壁画 (675)



3 史射勿墓壁画 (610)



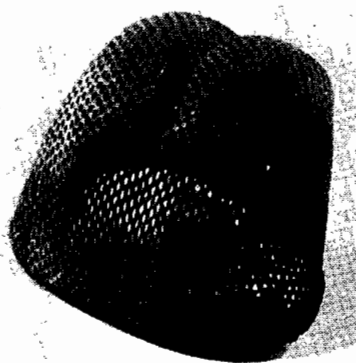
6 永泰公主墓出土 胡俑头像 (706)



5 蘇思昂墓壁画 (745)



8 李爽墓壁画 (668)



7 新疆アスタナ唐墓出土
巾子



10 章洞墓壁画 (708)



9 懿德太子墓壁画 (706)

12 鲜于庭詢墓出土
男侍綠釉俑 (723)

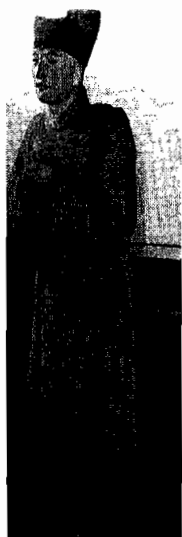
11 天尊造像座供養人石刻画像 (719)



14 敦煌220窟 翟奉達等供養像 (925)



13 楊思勗墓出土
白大理石立像 (740)



16 山西太原 晉祠聖母殿
宦官像 (1087)



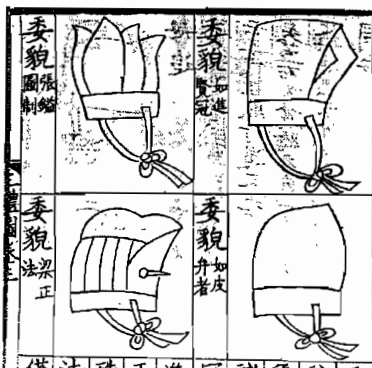
15 李昇陵出土 男舞俑
(943)



18 宋神宗座像 (1068-85)



17 伝蕭照「中兴禎应图」部分



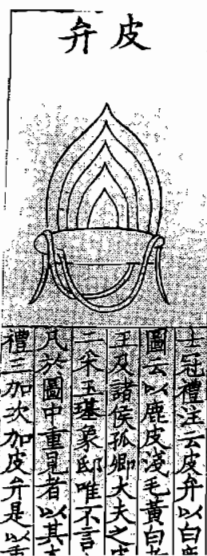
20 委貌冠 「新訂三礼图」



19 白沙宋墓 第1号墓壁画



22 漢画像石「皮弁」 「漢代文物」より



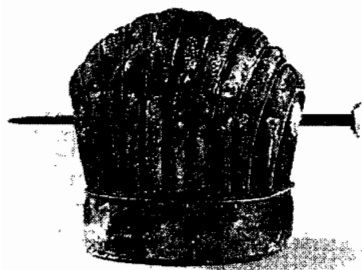
士冠禮注云皮弁以白鹿皮以鹿皮淺毛黃白
圖云以鹿皮淺毛黃白
王及諸侯孤卿大夫之
三采玉璫象即唯不言
凡於圖中重見者以其
禮三加次加皮弁是以

21 皮弁
「新訂三礼圖」



士冠禮皮弁服章續編卷一釋注云以白鹿皮爲冠象上古也此明上封未布
布帛衣其羽皮也又云積猶辟也又云積猶辟也又云積猶辟也又云積猶辟也
衣以象弁也蓋天子黃朱朱朱朱朱朱朱朱朱朱朱朱朱朱朱朱朱朱朱朱朱朱
云王之皮弁會五采玉璫象即玉璫注云會經中也璫讀爲茶茶結也即謂下
根象正服經圖云弁總十二貫疏引詩會弁如星謂於弁十二縫中結五采玉
璫落而處狀似星也又於弁內頂上以象骨爲冠至三王重質不更故王服之
以日視朝禮諸公物男視學祭菜皆歷焉賈疏云皮弁章弁同但色異耳

23 皮弁 「新訂三礼圖」



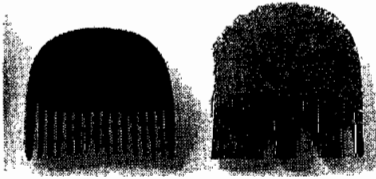
25 皮弁 山東鄒縣出土



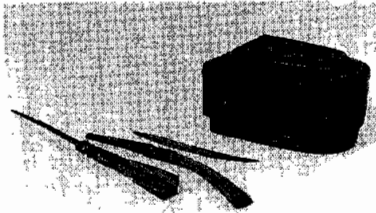
弁皮
茶

茶弁孔傳基文屢于皮弁士
禮禮注云皮弁以白鹿皮爲
之弁師云王之皮弁會五采
玉璫象即玉璫注云會經中
也璫讀爲茶茶結也即謂下
抵界正張禮圖云弁總十二
貫疏引詩會弁如星謂於弁
十二縫中結五采玉璫落而
處狀似星也

24 皮弁（左）
「三才圖會」



27 ニヤ出土篋 (右)

28 掠子 (中央)
長沙馬王堆一号墓出土

26 章懷太子墓壁画 (706)

30 山西芮城 永楽宮
純陽殿壁画

29 敦煌 三四六窟 壁画



33 白沙宋墓 第二号墓壁画
(1099)



31 伝張萱「虢国夫人遊春図」
部分



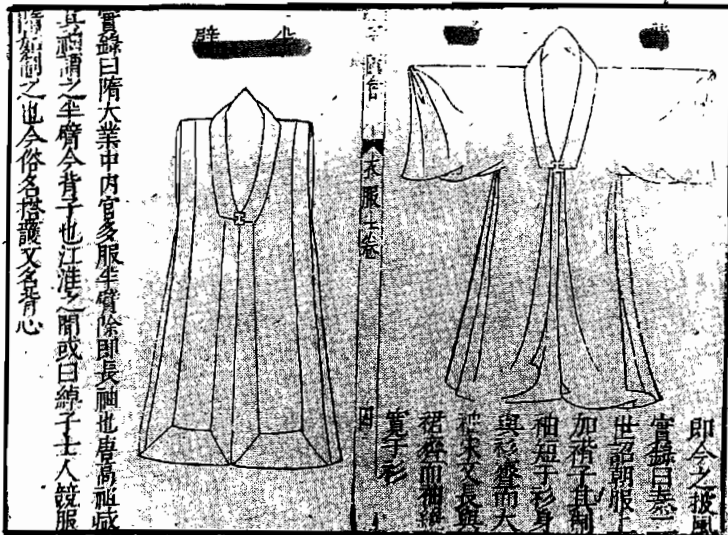
32 白沙宋墓 第二号墓壁画



36 河南嵩山中岳廟
守護神像



34 福建黃昇墓出土
紫灰縐紗鑲邊背子



實錄曰隋大業中內官多服半臂條即長袖也唐高祖滅
其禮謂之半臂今背子也江淮間或曰綿子士人鉞服
隋制之出今俗名摺讓又名背心

實錄曰衣服上卷

即今之披風
實錄曰秦
世詔朝服下
加襜子其袖
袖短于衫身
與衫盛而大
袷末又長與
裙登而袖緜
寬于衫

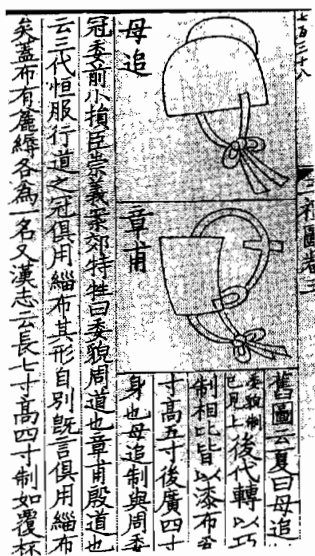
35 褙子·半臂 「三才圖會」



38 伝銭選「鑑古図」



37 神 春秋後期 陶範
侯馬出土



矣蓋布有簷幃各為一名又漢志云長七寸高四寸制如覆杯

云三代恒服行道之冠俱用緇布其形自別既言俱用緇布

冠委前小損臣崇義葉郊特牲曰委貌周道也章甫殷道也

母追
身也母追制與周委
寸高五寸後廣四寸
制相比皆以漆布全
也見上
舊圖云夏曰母追
委貌制後代轉以巧

40 母追・章甫冠
「新訂三礼図」



39 前漢 咸陽楊家湾出土
陶俑

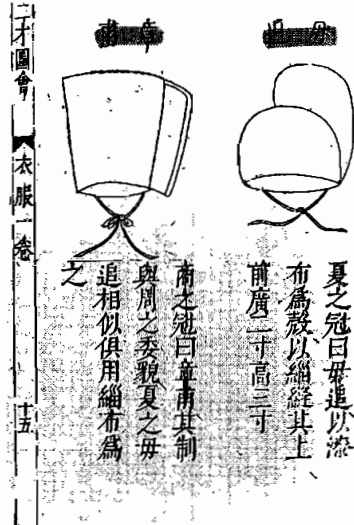


巾漢

巾唐

三才圖會 衣服一素

其制如... 漢唐衣服多從古制未有此巾... 疑唐常喜新者之所爲假以漢名耳



三才圖會 衣服一卷

夏之冠曰母追以漆布爲殼以緇縫其上 前廣一寸高三寸 南老冠曰章甫其制與周之委貌夏之母追相似俱用緇布爲之

42 唐巾 (右) 「三才圖會」

41 母追・章甫冠 「三才圖會」



43 伝閩立本「蕭翼蘭亭圖」部分



44 襖 「三才圖會」